


所管部課	福祉部 障害福祉課		部長	田口 茂夫			
件名	東大和市身体障害者福祉法等の施行に関する規則の一部を改正する						
	規則について	区分	○	1 審議事項		2 報告事項	
関係事項	条例規則						
	部課機関						
<p>1. 要 旨</p> <p>身体障害者福祉法・知的障害者福祉法及び児童福祉法の規定によるやむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いに関する規定が改正され、費用徴収額等が変更となった。あわせて児童発達支援事業等の無償化により、規則の一部及び様式が変更となるため、東大和市身体障害者福祉法等の施行に関する規則の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・やむを得ない事由による措置を行った場合の負担額の改正 ・児童発達支援事業等の無償化に伴う負担額及び様式の一部改正 ・上記に伴う文言整理 <p>(2) 施行日 公布の日</p> <p>(3) 影響及び効果 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の利用に伴う事務処理を適切に行うことができる。</p>							
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課において審査済み。</p>							
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>							
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>							
<p>5. 審議結果</p>							

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。